

**【参考資料】  
外来機能報告・紹介受診重点医療機関について**

# 外来機能報告

第10回第8次医療計画等に関する検討会

令和4年7月20日

資料  
2改

医療法第30条の18の2及び第30条の18の3の規定に基づき、**地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、医療機関の管理者が**外来医療の実施状況等を都道府県知事に報告をするもの**。令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第49号)が成立・公布され、医療法に新たに規定された(令和4年4月1日施行)。

参考：医療法(一部抜粋)

**第30条の18の2 病床機能報告対象病院等であつて外来医療を提供するもの**(以下この条において「外来機能報告対象病院等」という。)の管理者は、**地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該外来機能報告対象病院等の所在地の**都道府県知事に報告しなければならない**。

**第30条の18の3 患者を入院させるための施設を有しない診療所**(以下この条において「無床診療所」という。)の管理者は、**地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進のため**、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を当該無床診療所の所在地の**都道府県知事に報告することができる**。

## 目的

- 「紹介受診重点外来を地域で基幹的に担う医療機関(紹介受診重点医療機関)」の明確化
- 地域の外来機能の明確化・連携の推進

▶ 患者の流れがより円滑になることで、病院の外来患者の待ち時間の短縮や勤務医の外来負担の軽減、医師の働き方改革に寄与。

## 報告項目

- (1) 紹介受診重点外来の実施状況
- (2) 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- (3) 地域の外来機能の明確化・連携の推進のために必要なその他の事項  
紹介・逆紹介の状況、外来における人材の配置状況、外来・在宅医療・地域連携の実施状況(生活習慣病管理料や在宅時医学総合管理料等の算定件数) 等

▶ 「地域の協議の場」での議論に活用。令和4年度については、外来機能報告等の施行初年度であるため、紹介受診重点医療機関の明確化に資する協議を中心に行う。

対象医療機関	報告頻度
義務： 病院・有床診療所 任意： 無床診療所	年1回 (10~11月に報告を実施)
医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)	
<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来 例)悪性腫瘍手術の前後の外来</li><li>▶ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来 例)外来化学療法、外来放射線治療</li><li>▶ 特定の領域に特化した機能を有する外来 例)紹介患者に対する外来</li></ul>	
紹介受診重点医療機関の基準	意向はあるが基準を満たさない場合
上記の外来の件数の占める割合が <ul style="list-style-type: none"><li>・ 初診の外来件数の40%以上かつ</li><li>・ 再診の外来件数の25%以上</li></ul>	
参考にする紹介率・逆紹介率の水準	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 紹介率50%以上かつ</li><li>・ 逆紹介率40%以上</li></ul>	

紹介受診重点医療機関として取りまとめ

# 紹介受診重点医療機関について

- 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。
  - ①外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
  - ②「協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

※紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

## 【外来機能報告】

- 紹介受診重点外来等の実施状況
  - ・医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
  - ・高額等の医療機器・設備を必要とする外来
  - ・特定の領域に特化した機能を有する外来

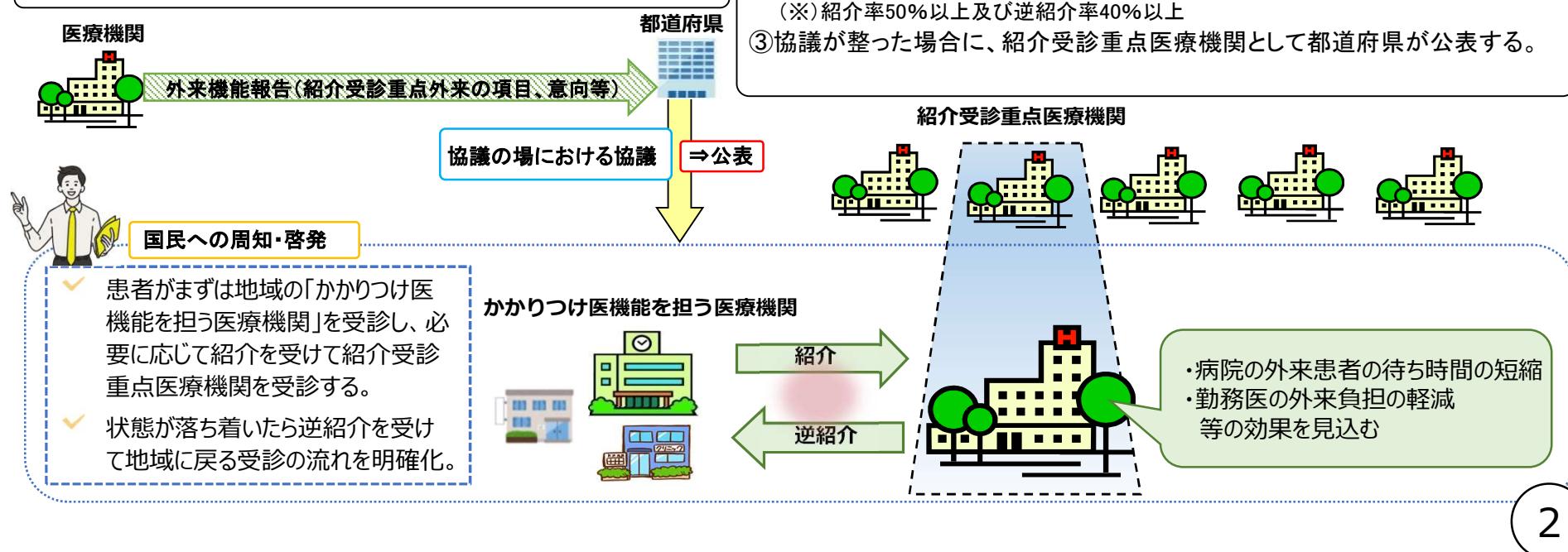
## ○紹介・逆紹介の状況

## ○紹介受診重点医療機関となる意向の有無

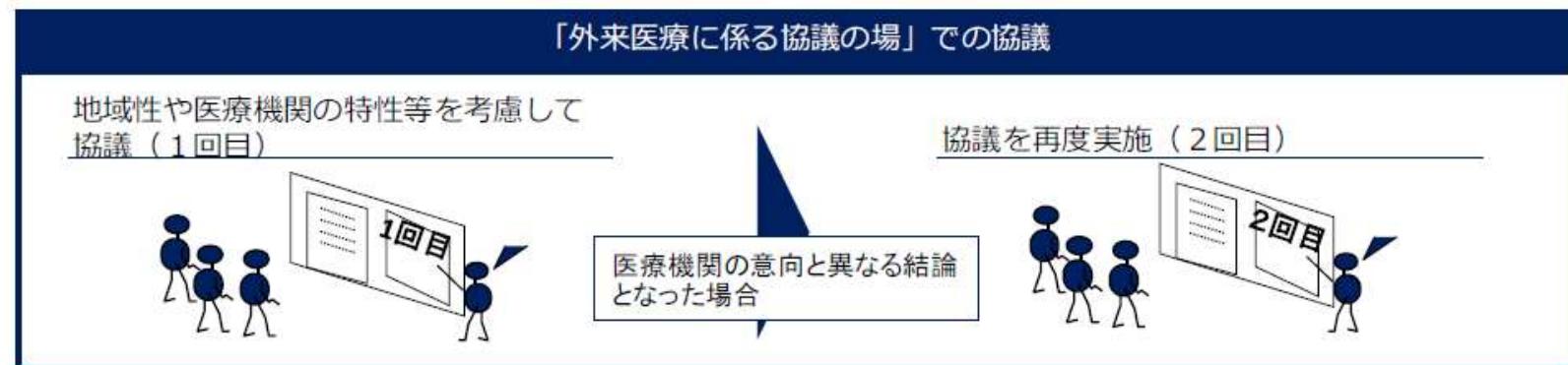
## ○その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

## 【協議の場】

- ①紹介受診重点外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。  
(※)初診に占める重点外来の割合40%以上かつ再診に占める重点外来の割合25%以上
- ②紹介受診外来に関する基準を満たさない医療機関であって、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。  
(※)紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。



# 紹介受診重点医療機関に係る協議の進め方



## 【紹介受診重点外来の基準と医療機関の意向の考え方】

- 1 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向あり」の場合
  - 特別な事情がない限り、紹介受診重点医療機関となることが想定される。
- 2 「紹介受診重点外来の基準を満たす×意向なし」の場合
  - 当該医療機関の意向が第一であることを踏まえつつ、当該地域の医療提供体制のあり方を協議の上、2回目の協議に改めて意向を確認する。
- 3 「紹介受診重点外来の基準を満たさない×意向あり」の場合
  - 紹介受診重点外来に関する基準に加え、紹介率・逆紹介率等を活用して協議を行う。

(参考) 「外来機能報告等に関するガイドライン」

## 紹介受診重点医療機関に係るスケジュール

《令和4年度報告分【参考】》

R5. 6～7月

- 各圏域の調整会議で紹介受診重点医療機関について協議
- 紹介受診重点医療機関の公表（令和5年8月1日までに公表済）

《令和5年度報告分》

9月

- 対象医療機関に外来機能報告の依頼

10～11月

- 対象医療機関からの報告

12月

- 国から県に報告データ提供
- 報告内容の確認

R6. 1～3月

- 各圏域の調整会議で紹介受診重点医療機関について協議
- 紹介受診重点医療機関の公表（原則、次年度の4月1日まで）